

令和 4 年度福岡県計画に関する 事後評価

**令和 5 年 1 2 月
福岡県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

○ 医療分

☒ 行った

(実施状況)

- ・ 令和5年12月13日 福岡県医療審議会医療計画部会において審議

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

○ 介護施設等整備分

☒ 行った

(実施状況)

- ・ 令和6年1月22日 福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会において議論

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

○ 介護人材確保分

☒ 行った

(実施状況)

- ・ 令和6年1月22日 福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会において議論

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

○ 医療分

〔審議会等で指摘された主な内容〕

- ・ 事務局案のとおり了承された。(令和5年12月13日福岡県医療審議会医療計画部会)

・

○ **介護施設等整備分**

〔審議会等で指摘された主な内容〕

- ・ 事務局案のとおり了承された。（令和 6 年 1 月福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会）

○ **介護人材確保分**

〔審議会等で指摘された主な内容〕

- ・ 事務局案のとおり了承された。（令和 6 年 1 月福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会）

2. 目標の達成状況

■ 福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあっても、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させるため、以下を目標とする。

① 地域医療構想の達成に向けた病床の機能または病床数の変更に関する事業の目標

不足する回復期病床について、医療機関の自主的な取組を基本としつつ、既存の急性期又は慢性期病床等から回復期病床への機能転換により確保を図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 4 年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数

医療機関数 4 医療機関→4 医療機関

高度急性期病床 0 床→0 床

急性期病床 19 床→0 床

回復期病床 50 床→50 床

慢性期病床 98 床→30 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

今後必要となる訪問診療や訪問看護の確保を図るための対応策、とびうめネットを活用した多職種連携の推進等について、「地域医療構想調整会議」において関係者間で十分協議を行い、在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで、それぞれの地域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数：28,001 人／月(H29) → 42,095 人／月(R5)
- ・ 令和 4 年度末までに蓄積するビッグデータ（人口・医療・介護・健診）数：約 45 億 2 千万件
- ・ デイホスピス設置箇所：3 箇所
- ・ 地域在宅医療推進協議会の開催：年 2 回
- ・ 歯科診療や保健指導に関する相談対応可能な専門職の配置数：6ヶ所
- ・ 在宅薬物療法に関する専門的な研修会：8 回開催、80 名/回以上
- ・ 歯科専門職研修会：参加者 4 0 0 名

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境の整備及び多床室の個室化を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 9 3 カ所 → 9 4 カ所
 - (床数) 2, 4 5 0 床 → 2, 4 7 9 床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ（整備数）
 - (事業所数) 0 カ所 → 1 カ所
 - (床数) 0 床 → 1 床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 7 0 6 カ所 → 7 0 9 カ所
 - (床数) 1 0, 7 6 4 床 → 1 0, 8 1 8 床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 2 8 0 カ所 → 2 8 2 カ所
 - (利用者数) 4, 9 0 5 人／月分 → 5, 7 1 6 人／月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 7 1 カ所 → 7 8 カ所
 - (利用者数) 2, 5 9 3 人／月分 → 2, 6 4 8 人／月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 3 7 カ所 → 4 0 カ所
 - (利用者数) 9 4 3 人／月分 → 1, 0 0 9 人／月分
- ・介護予防拠点（整備数）
 - (事業所数) 0 カ所 → 1 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師については、県全体では、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均を上回っている状況であるが、地域偏在や救急、小児、産科・産婦人科など診療科による偏在が大きな課題となっていることから、地域医療支援センターにおける医師確保対策をはじめ、地域偏在や診療科偏在の緩和、解消等に引き続き取り組んでいく。

看護職員については、人口 10 万人当たりの数は全国平均を上回っているが、第 7 次需給見通しでは平成 26（2014）年時点で充足はできていない状況にあり、また、今後は、在宅医療の中心となる訪問看護師の確保が重要な課題となるとともに、専門性を確保するための育成支援が求められていることから、ナースセンターの機能強化により復職支援に努めるとともに、看護職員の質の向上や離職対策として研修の充実、質の高い看護教育の確保のための看護師等養成所への運営費支援、看護職員等の勤務環境の改善等に取り組むことで、総合的な看護職員の確保を図っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 小児救急医療電話相談件数：50,000 件
- ・ 短時間勤務導入促進事業の利用者数：7 名
- ・ 手当支給施設の産科・産婦人科医師数：R2 実績（672 名（手当支給医師数））を上回る
- ・ 寄附講座設置大学数：4 大学
- ・ 緊急医師確保対策奨学金貸与者数：5 名
- ・ 専門研修資金貸与医師数：産科 11 人、小児科 5 人、総合医療 8 人
- ・ 看護師養成所運営費補助施設数：35 校 43 課程
- ・ 看護教員養成講習会受講者数：40 名
- ・ 新人看護職員多施設集合研修参加者数：2,000 人
- ・ 看護師特定行為研修受講の補助：29 人（R02）
- ・ ナースセンターサテライト利用者の増加（R02:18,479 人）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度の福岡県で必要となる介護人材 97,525 人を確保する。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

いわゆる「働き方改革関連法」により、令和 6 年 4 月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用される。現在の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられている面が

あり、地域医療体制を確保しつつ医師の労働時間を短縮する必要があるため、医療機関が実施する勤務医の負担軽減及び処遇改善に関する取組みについて、地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行っていく。

【定量的な目標値】

- ・ 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金補助施設数：16 施設

2. 計画期間

令和4年4月～令和5年3月

□ 福岡県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた病床の機能または病床数の変更に関する事業の目標

- ・ 令和4年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数

医療機関数 4 医療機関→4 医療機関

高度急性期病床 0 床→0 床

急性期病床 12 床→0 床

回復期病床 50 床→50 床

慢性期病床 98 床→30 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受ける患者数：44,343 人/月（R4）
- ・ 令和4年度末までに蓄積するビッグデータ（人口・医療・介護・検診）数：約 45 億 1 千万件
- ・ デイホスピス設置箇所：3 箇所
- ・ 地域在宅医療推進協議会の開催：年 2 回
- ・ 歯科診療や保健指導に関する相談対応可能な専門職の配置数：7ヶ所
- ・ 在宅薬物療法に関する専門的な研修会：5 回開催、参加者平均 335 名/回
- ・ 歯科専門職研修会：参加者 1,962 名

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム

（事業所数） 93カ所 → 95カ所

- (床数) 2, 450床 → 2, 508床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ（整備数）
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (床数) 0床 → 12床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 706カ所 → 709カ所
 - (床数) 10, 764床 → 10, 818床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 280カ所 → 282カ所
 - (利用者数) 4, 905人／月分 → 4, 905人／月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 71カ所 → 76カ所
 - (利用者数) 2, 593人／月分 → 2, 593人／月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 37カ所 → 39カ所
 - (利用者数) 943人／月分 → 913人／月分
- ・介護予防拠点（整備数）
 - (事業所数) 0カ所 → 0カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・小児救急医療電話相談件数：65,974件（R4）
- ・短時間勤務導入促進事業の利用者数：12名
- ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数：657名
- ・寄附講座設置大学数：4大学
- ・緊急医師確保対策奨学金貸与者数：5名
- ・専門研修資金貸与医師数：産科3人、小児科1人
- ・看護師養成所運営費補助施設数：34校42課程
- ・看護教員養成講習会受講者数：37名
- ・新人看護職員多施設集合研修参加者数：3,672人
- ・看護師特定行為研修受講の補助：50人（R04）
- ・ナースセンターサテライト利用者の増加（R4:23,766人）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金補助施設数（累計）：16施設

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた病床の機能または病床数の変更に関する事業の目標

- ・ 概ね計画どおりに病床再編がなされた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 概ね計画どおりに事業を実施できており、新型コロナウイルス感染症の影響は少なからずあったものの、研修会参加者数は目標を上回っている。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 目標に達していない事業所もあるが、概ね計画的に整備が進んでいる。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 概ね目標を出来たが、一部の事業では新型コロナウイルス感染症の影響により目標が達成できなかったものがあつた。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- ・ 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金補助施設数は目標 16 施設（累計）に対し、22 施設（累計）となっており、目標を達成した。

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた病床の機能または病床数の変更に関する目標

- ・ 病床削減については、病床機能等の変更に関する報告書の提出を受けた際に、該当医療機関の積極的な活用を促す等、目標達成を図る。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、H28 時点で目標を超えて進捗し、さらに増加傾向にある。令和5年度計画においては、福岡県保健医療計画（第7次）で設定された目標を踏まえて、目標について次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 市町村を通じて事業者等への事業の周知等を行い、引き続き計画的な整備に取り組んでいく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 短時間勤務導入促進事業の利用者数について、更なる周知及び補助対象要件の見直しにより医療機関の積極的な活用を促す。
- ・ 看護師等養成所卒業生の県内医療機関就職率について、平成27年度より、県内就

職を促進する取組みに対して運営費補助の加算をしており、今後更に制度を周知することで、目標達成を図る。

- ・ 看護教員養成講習会参加促進事業補助施設数について、代替教員を確保するための費用補助を継続して実施するとともに、未受講者のいる施設への働きかけ等により、講習会への参加を促進し、目標達成を図る。
- ・ 県内新人看護職員の離職率について、あらゆる機会を捉えて事業についての周知を行い、事業を実施する施設を増加させて、離職率の低下につなげる。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- ・ 事業の対象となる医療機関の特定を進めるとともに、当該医療機関へ事業利用についての更なる周知を行い、活用を促す。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和4年4月1日現在、圏域人口は1,671,625人、高齢者人口は379,900人、高齢化率22.7%となっている。県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均（27.9%）と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで福岡・糸島区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成29年度の28,001人／月から令和5年度までに42,095人／月へ増加させることとしており、福岡・糸島区域においてもその着実な進捗を図る。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 県内一番の都市部であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介

護基盤の整備が求められている。

- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数) 24カ所 → 24カ所

(床数) 633床 → 633床

・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ(整備数)

(事業所数) 0カ所 → 1カ所

(床数) 0床 → 1床

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 145カ所 → 145カ所

(床数) 2,381床 → 2,381床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 58カ所 → 59カ所

(利用者数) 971人/月分 → 1,120人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 22カ所 → 26カ所

(利用者数) 691人/月分 → 691人/月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 10カ所 → 12カ所

(利用者数) 190人/月分 → 190人/月分

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和7年度(2025年度)における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和7年度までに県全体で97,525人の介護人材を確保することを目標としており、福岡・糸島区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和4年4月～令和5年3月

□ 福岡・糸島区域（達成状況）

1）目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 15,140 人／月→R4 年度 17,101 人／月

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 24カ所 → 25カ所
(床数) 633床 → 662床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ（整備数）
(事業所数) 0カ所 → 2カ所
(床数) 0床 → 12床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 145カ所 → 148カ所
(床数) 2,381床 → 2,435床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 58カ所 → 60カ所
(利用者数) 971人／月分 → 971人／月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 22カ所 → 25カ所
(利用者数) 691人／月分 → 691人／月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 10カ所 → 12カ所
(利用者数) 190人／月分 → 190人／月分

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2）見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりもわずかではあるが減少している。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 目標に達していない事業所もあるが、概ね計画的に整備が進んでいる。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3）改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の増加を図っていく。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・ 市町村を通じて事業者等への事業の周知等を行い、引き続き計画的な整備に取り組んでいく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 粕屋区域

1. 目標

粕屋区域は、古賀市並びに粕屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、及び粕屋町の 1 市 7 町から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 294,372 人、高齢者人口は 71,193 人、高齢化率 24.2%となっている。高齢化率は県平均（27.9%）と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで粕屋区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、粕屋区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、粕屋区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和4年4月～令和5年3月

☐ 粕屋区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3年度1,162人／月→R4年度1,154人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも減少している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和5年度計画においては、福岡県保健医療計画（第7次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29年度 28,001人／月→R5年度 42,095人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和4年4月1日現在、圏域人口は165,016人、高齢者人口は48,076人、高齢化率29.1%となっている。高齢化率は県平均（27.9%）よりやや高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な

医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで宗像区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、宗像区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、宗像区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

□ 宗像区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 1,739 人／月→R4 年度 1,516 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも減少している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 筑紫区域

1. 目標

筑紫区域は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の 5 市から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 442,212 人、高齢者人口は 108,125 人、高齢化率 24.5%となっている。高齢化率は県平均（27.9%）と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで筑紫区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、筑紫区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、筑

紫区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和4年4月～令和5年3月

□ 筑紫区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 2,409 人／月→R4 年度 2,690 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和5年度計画においては、福岡県保健医療計画（第7次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 朝倉区域

1. 目標

朝倉区域は、朝倉市並びに朝倉郡筑前町及び東峰村の1市1町1村から構成されており、

令和4年4月1日現在、圏域人口は83,148人、高齢者人口は28,190人、高齢化率33.9%となっている。高齢化率は県平均（27.9%）と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで朝倉区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成29年度の28,001人／月から令和5年度までに42,095人／月へ増加させることとしており、朝倉区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和7年度（2025年度）における介護人材の必要量を確保することを目指す。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和7年度までに県全体で97,525人の介護人材を確保することを目指すとしており、朝倉区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和4年4月～令和5年3月

□ 朝倉区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3年度444人／月→R4年度496人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 2 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 久留米区域

1. 目標

久留米区域は、久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに三井郡大刀洗町及び三潴郡大木町の 4 市 2 町から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 452,052 人、高齢者人口は 131,366 人、高齢化率 29.1%となっている。高齢化率は県平均（27.9%）と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで久留米区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、久留米区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保すること

を目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、久留米区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

□ 久留米区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 3,319 人／月→R4 年度 3,802 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 2 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 八女・筑後区域

1. 目標

八女・筑後区域は、八女市及び筑後市並びに八女郡広川町の 2 市 1 町から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 129,780 人、高齢者人口は 41,541 人、高齢化率 32.0%となっている。高齢化率は県平均（27.9%）より高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで八女・筑後区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、八女・筑後区域においてもその着実な進捗を図る。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 県内の医学部を有する大学に寄附講座を設置し、講座の研究プログラムの一環として、県が指定する保健医療圏の医療機関に対し、医師を派遣する。

【定量的な目標値】

- ・ 寄附講座からの派遣医師数：6 名

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、八女・筑後区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

☐ **八女・筑後区域（達成状況）**

1）目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 669 人／月→R4 年度 722 人／月

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 寄附講座からの派遣医師数：6 名

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2）見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3）改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4）目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

☐ **有明区域（達成状況）**

1）目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：令和 3 年度 1,431 人／月→令和 4 年度 1,645 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の 2 市 1 町から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 175,064 人、高齢者人口は 59,625 人、高齢化率 34.1% となっている。高齢化率は県平均(27.9%)と比較し高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで飯塚区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、飯塚区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、飯塚区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

□ 飯塚区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 1,781 人／月→R 4 年度 1,797 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度

42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 直方・鞍手区域

1. 目標

直方・鞍手区域は、直方市及び宮若市並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町の 2 市 2 町から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 105,200 人、高齢者人口は 37,253 人、高齢化率 35.4%となっている。高齢化率は県平均(27.9%)と比較しかなり高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで直方・鞍手区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から平成 35 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、直方・鞍手区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、直方・鞍手区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

☐ 直方・鞍手区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 1,113 人／月→R4 年度 1,218 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和3年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和5年度計画においては、福岡県保健医療計画（第7次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和4年4月1日現在、圏域人口は119,636人、高齢者人口は44,629人、高齢化率37.3%となっている。高齢化率は県内で最も高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで田川区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、田川区域においてもその着実な進捗を図る。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 県内の医学部を有する大学に寄附講座を設置し、講座の研究プログラムの一環として、県が指定する保健医療圏の医療機関に対し、医師を派遣する。

【定量的な目標値】

- ・ 寄附講座からの派遣医師数：11 名

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、田川区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

□ 田川区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 872 人／月→R4 年度 834 人／月

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 寄附講座からの派遣医師数：11 名

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも減少している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市、及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の 2 市 4 町から構成されており、令和 4 年 4 月 1 日現在、圏域人口は 1,063,348 人、高齢者人口は 337,470 人、高齢化率 31.7%となっている。高齢化率は県平均(27.9%)と比較し高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで北九州区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成 29 年度の 28,001 人／月から令和 5 年度までに 42,095 人／月へ増加させることとしており、北九州区域においてもその着実な進捗を図る。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和 7 年度（2025 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和 7 年度までに県全体で 97,525 人の介護人材を確保することを目標としており、北九州区域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月

□ 北九州区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 9,417 人／月→R4 年度 10,453 人／月

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市並びに京都郡苅田町、みやこ町、築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和4年4月1日現在、圏域人口は184,189人、高齢者人口は59,444人、高齢化率32.3%となっている。高齢化率は県平均(27.9%)と比較し高い値となっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療等の提供体制を充実するための事業や在宅医療等を支える人材の確保に関する事業を実施することで京築区域の実情に応じた在宅医療等の提供体制の構築を進めていく。

【定量的な目標値】

- ・ 訪問診療を受ける患者数を県全体で平成29年度の28,001人／月から令和5年度までに42,095人／月へ増加させることとしており、京築区域においてもその着実な進捗を図る。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 県内の医学部を有する大学に寄附講座を設置し、講座の研究プログラムの一環として、県が指定する保健医療圏の医療機関に対し、医師を派遣する。

【定量的な目標値】

- ・ 寄附講座からの派遣医師数：3名

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

福岡県においては、令和7年度（2025年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

- ・ 令和7年度までに県全体で97,525人の介護人材を確保することを目標としており、京築域においてもそのための対策を着実に進める。

2. 計画期間

令和4年4月～令和5年3月

□ 京築区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数：R3 年度 862 人／月→R4 年度 915 人／月

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 寄附講座派遣医師数：3 名

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で達成状況を記載する。

2) 見解

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 訪問診療を受けた患者数は、前年度よりも増加している。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・ 令和 3 年度以後の福岡県介護職員数が判明した段階で見解を記載する。

3) 改善の方向性

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 令和 5 年度計画においては、福岡県保健医療計画（第 7 次）で設定された目標を踏まえて目標を次のとおり見直しを行いながら、訪問診療を受ける患者数の更なる増加を図っていく。

訪問診療を受けた患者数（県全体）：H29 年度 28,001 人／月→R5 年度 42,095 人／月

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和 5 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 5 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業区分 1 - 2 : 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は
病床数の変更に関する事業

事業区分 2 : 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分 4 : 医療従事者の確保に関する事業

事業区分 6 : 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

事業の区分	1 - 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 単独支援給付金支給事業	【総事業費】 153,216 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各医療機関	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築が必要 アウトカム指標：令和 4 年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 4 医療機関→4 医療機関 高度急性期病床 0 床→0 床 急性期病床 19 床→0 床 回復期病床 50 床→50 床 慢性期病床 98 床→30 床	
事業の内容（当初計画）	医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 4 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 4 医療機関（令和 5 年 1 1 月時点）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：令和 4 年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 4 医療機関→4 医療機関 高度急性期病床 0 床→0 床 急性期病床 12 床→0 床 回復期病床 50 床→50 床 慢性期病床 98 床→30 床 （1）事業の有効性 本事業により急性期病床が 12 床、慢性期病床が 68 床減少され、地域医療構想の達成に向けた直接的な効果があった。 （2）事業の効率性 地域医療構想調整会議において関係医療機関に事業実施の合意を得てお	

	り、真に必要な病床数に限定して実施している。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.02（医療分）】 在宅医療推進のための情報集積システム開発事業	【総事業費】 860 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡市	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	効率的かつ効果的な医療と介護の提供に向け、医療機関が相互にまた様々なサービス事業者と連携するための情報共有基盤の整備と、医療・介護ニーズをタイムリーに把握するための仕組みを構築する必要がある。	
	アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加（28,001人/月（H29（2017））→42,095人/月（R5（2023））〔在宅療養支援診療所等調査〕 ※R4（2022）時点指標：39,746人/月	
事業の内容（当初計画）	在宅医療体制に関わる情報の収集・分析、市民・医療関係者への提供を行うシステムの拡充。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	令和4年度末までに蓄積するビッグデータ（人口・医療・介護・健診）数：約45億2千万件（R4年2月現在：約40億7千万件）	
アウトプット指標 （達成値）	令和5年3月末現在、約45億1千万件のデータを蓄積。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった 観察できた → 指標：訪問診療を受ける患者数44,343人/月 （R4年度 在宅療養支援診療所等調査結果）	
	（1）事業の有効性 住まい・医療・介護・予防・生活支援情報を集約化し、そのデータを活用した分析・共有・提供を行うことにより、各施策への企画・立案の支援、在宅ケア対象者の生活状況を関係者間でリアルタイム共有することによる医療・介護事業者の負担軽減、サービス資源の住民提供情報の質の向上が図られたことで、訪問診療を受ける患者数の増加につながった。 （2）事業の効率性 施策立案時における医療・介護・健診の相関分析の実現や、介護認定結果を関係者にオンラインで開示するなど、事務事業の効率化に貢献。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.3（医療分）】 福岡県在宅医療推進協議会運営事業	【総事業費】 1,292 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療に係る医療・介護・福祉・行政等の関係機関等からなる協議会において在宅医療に係る課題抽出や対応策の検討等を行うことによって、関係機関等と連携を深めながら県全体として在宅医療の推進を図る。	
	アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 (28,001 人/月 (H29 (2017))) → 42,095 人/月 (2023) 〔在宅療養支援診療所等調査〕 ※R4 (2022) 時点指標：39,746 人/月	
事業の内容（当初計画）	県を事務局として在宅医療推進協議会を設置し、県内の在宅医療に係る団体と連携し、在宅医療に関する課題整理や対応策等の検討を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	福岡県在宅医療推進協議会の開催：年2回	
アウトプット指標（達成値）	福岡県在宅医療推進協議会の開催：年2回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった 観察できた → 指標：訪問診療を受ける患者数 44,343 人/月 (R4 年度 在宅療養支援診療所等調査結果)	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、多職種間での在宅医療に関する情報やデータの共有が促進されたことにより、福岡県の全域において、在宅医療関係者間の連携が促進され、県全体の在宅医療の推進につながったことで、訪問診療を受ける患者数の増加につながった。 （2）事業の効率性 本事業の実施により、在宅医療に関する事業の評価や課題抽出を行い、関係者間で認識の共有が図られたことで、各種の事業を効率的に行うことができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.4】 訪問看護ステーションスキルアップ研修事業	【総事業費】 572 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	訪問看護ステーションに求められる技術や知識を習得させることで、地域における在宅医療体制の整備を図る。	
	アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加（28,001 人/月（H29（2017））→42,095 人/月（2023）〔在宅療養支援診療所等調査〕） ※R4（2022）時点指標：39,746 人	
事業の内容（当初計画）	訪問看護ステーション職員を対象に、看取り、人工呼吸器、難病患者への対応等、訪問看護サービスの技能向上を目的とした研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護ステーションスキルアップ研修会の開催：年 9 回（270 人）	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護ステーションスキルアップ研修会の開催：年 12 回（218 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった <u>観察できた</u> → 指標：訪問診療を受ける患者数 44,343 人/月（R4 年度在宅療養支援診療所等調査結果）	
	（1）事業の有効性 訪問看護ステーションスキルアップ研修を各地で実施し、訪問看護に必要な技術や知識を習得させることができたとともに、訪問看護師と在宅医との連携がスムーズに行われるようになり、県内における訪問数の増加と訪問をするに当たっての質の向上につながった。 （2）事業の効率性 訪問看護ステーションを取り巻く環境が地域によって異なることから、開催地域毎に地域の実情に応じた研修内容を設定することで、効率的に訪問看護ステーション職員の質の向上を図ることができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.05（医療分）】 多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修事業	【総事業費】 125 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師・看護師・薬剤師・ケアマネなどの多職種がそれぞれの専門知識を活かし、意見交換・情報共有を通じてチームとして患者・家族の質の高い生活を支えることが重要。 アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加（28,001人/月（H29（2017））→42,095人/月（R5（2023））〔在宅療養支援診療所等調査〕） ※R4（2022）時点指標：39,746人/月	
事業の内容（当初計画）	各職種団体の代表による「多職種連携推進のあり方検討会」を開催し、各地域で開催する多職種連携研修会の事業評価や標準的なプログラム及び本県の多職種連携を推進する上での課題等を検討するとともに、地域の多職種リーダーに対する研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	- あり方検討会の開催：年3回 - 地域リーダー研修会の開催：年1回（参加者150名）	
アウトプット指標（達成値）	- あり方検討会の開催：年1回 - 地域リーダー研修会の開催：新型コロナウイルス感染症のため中止	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった 観察できた → 指標：訪問診療を受ける患者数 44,343人/月 （R4年度在宅療養支援診療所等調査結果） （1）事業の有効性 多職種研修会の実施により、職種間の理解を深め、情報共有することにより、多職種による在宅チーム体制を構築し、患者・家族に対するきめ細かな在宅医療サービスの提供につながる。アウトプット指標が未達成であった点については、令和4年度に事業の見直しを行い、多職種連携を推進する上での課題等を検討については、福岡県在宅医療推進協議会運営事業と併せて行うこととし、本事業は今年度で終了とした。 （2）事業の効率性 県が地域リーダーに対して研修を実施した後、地域リーダーが各地域で同様の研修会を行うことにより、効率的に事業を推進することができる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6】 在宅ボランティア養成事業	【総事業費】 3,960 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の推進には、医師や訪問看護師等の専門職による連携とともに、患者や家族を地域で見守ることや思いを傾聴することなどの多様な支援が求められているため、在宅ホスピスに必要な知識を習得したボランティアの育成を図るとともに、誰もが安心して在宅医療という選択をすることが可能となるよう、県民に対する普及啓発活動を行う。 訪問診療を受ける患者数の増加：(28,001 人/月（H29（2017））→（42,095 人/月（R5（2023））〔在宅療養支援診療所等調査〕 ※R4（2022）時点指標：39,746 人/月 在宅ターミナルケアを受けた患者数の増加：(2,195 人/年（H27（2015））→2,985 人/年（R5（2023））〔在宅療養支援診療所等調査〕 ※R4（2022）時点指標：2,888 人/月	
事業の内容（当初計画）	・在宅ボランティアのネットワークづくりや一般県民への啓発事業等の実施 ・在宅ホスピスを語る会の開催（住民啓発講座） ・在宅ホスピスボランティア養成講座の開催（ボランティア養成講座） ・在宅ホスピスフェスタの開催（全県的な住民啓発イベント）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・住民啓発講座を年 4 地域以上で開催（400 名） ・ボランティア養成講座を年 4 地域以上で開催（80 名） ・全県的な住民啓発イベントを年 1 回以上開催（200 名）	
アウトプット指標（達成値）	・住民啓発講座：5 地域で開催（計 363 名） ・ボランティア養成講座：6 地域で開催（計 303 名） ・全県的な住民啓発イベント：1 回（573 名）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加、在宅ターミナルケアを受けた患者数の増加 観察できなかった <u>観察できた</u> → 指標：訪問診療を受ける患者数 44,343 人/月（R4 年度在宅療養支援診療所等調査結果） 指標：在宅ターミナルケアを受けた患者数 5,776 人/月（R4 年度在宅療養支援診療所等調査結果） （1）事業の有効性 本事業の実施により、福岡県の全域において、在宅医療にかかわるボランティアの養成が図られるとともに、啓発・周知活動を通して一般県民への理解が深まるものとする。 （2）事業の効率性 継続して本事業を実施することでボランティア養成のノウハウを蓄積させ、効率的にボランティアの増加に寄与している。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.7】 訪問看護ステーション支援事業	【総事業費】 4,203 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	訪問看護ステーションの増加に伴い、個々のステーションの運営の安定化と質の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加（28,001人/月（H29（2017））→42,095人/月（2023）〔在宅療養支援診療所等調査〕）※R4（2022）時点指標：39,746人．	
事業の内容（当初計画）	訪問看護ステーション等の相談に答え、その活動及び運営を支援する「コールセンター」を県訪問看護ステーション連絡協議会に事業委託し設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	コールセンターの相談件数：800件／年	
アウトプット指標（達成値）	コールセンターの相談件数：734件／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった 観察できた →指標：訪問診療を受ける患者数 44,343人／月（R4年度 在宅療養支援診療所等調査結果）	
	（1）事業の有効性 当該事業では、毎年 800～1,000 件近くの相談が寄せられており、当該事業に対するニーズは高く、この事業を通じて多くの訪問看護ステーションの運営の安定化と質の向上に寄与していると考えます。アウトプット指標が未達成となった点について、相談を受けているコールセンターの負担が増えているため、相談実績の公表や相談内容等の見直しにより、改善を行う。 （2）事業の効率性 各種相談にワンストップで相談に応じることで、訪問看護の効率的な実施ができている。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8（医療分）】 精神科病院における医療保護入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】 1,500 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病院から地域生活への移行・定着を図るため、医療保護入院者退院支援委員会に地域援助事業者等支援関係機関の参加を促進する必要がある。	
	アウトカム指標： ・入院後1年時点での退院率の向上 (H29:86%→R4:91%以上)	
事業の内容（当初計画）	・医療保護入院者退院支援委員会への地域援助事業者等支援関係者の参加促進のための経費の助成。 ・早期退院、地域生活への移行のための情報交換会の開催。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・本事業を活用して医療保護入院者退院支援委員会に参加した地域援助事業者数（R4年度：27人）	
アウトプット指標（達成値）	・本事業を活用して医療保護入院者退院支援委員会に参加した地域援助事業者数（R5年度：40人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・観察できなかった 令和4年度の精神保健福祉資料（NDB）が公表された後、観察することとする。 （代替指標）在院期間が1年以上の長期入院患者数 H26：12,456人→R4:10,310人	
	（1）事業の有効性 医療機関から地域援助事業者への支援の橋渡しがスムーズに行われ（連携の構築）、長期入院精神障害者の早期退院、地域生活への移行の推進を図ることができる。 （2）事業の効率性 精神科病院と地域援助事業者のそれぞれが把握している医療情報、福祉情報を共有することにより、医療と地域支援双方に質の高いサービスが提供される。	
その他	本事業を活用していただくため、医療機関をはじめ関係機関に対し、広く一層の周知に努めていく。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.09（医療分）】 訪問歯科診療推進整備事業	【総事業費】 48,498 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	一般社団法人福岡県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域の在宅や施設等で高齢者が増加する中、高齢者の口腔機能の維持や口腔ケアに関する相談が増加することが見込まれる。	
	アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加（28,001人/月（H29（2017））→42,095人/月（2023）〔在宅療養支援診療所等調査〕） ※R4（2022）時点指標：39,746人/月	
事業の内容（当初計画）	- 在宅歯科医療連携室に歯科衛生士を配置し、歯科診療や保健指導に関する相談対応を行うとともに、関係職種との連携強化のための研修会や症例検討を実施。 - 患者と訪問歯科医との効果的・効率的なマッチングを行うための口腔機能評価分類法を構築	
アウトプット指標（当初の目標値）	相談対応可能な専門職の配置数：6か所	
アウトプット指標（達成値）	相談対応可能な専門職の配置数：7か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → 指標：訪問診療を受ける患者数 44,343人/月 （R4年度 在宅療養支援診療所等調査結果）	
	（1）事業の有効性 歯科医療や歯科保健指導等にかかる相談や地域の在宅歯科診療等との連携により、地域における高齢者の訪問歯科診療の体制が整備され始めるとともに、関係者の相互理解が促進されたと考える。 また、歯科医療従事者が認知症等の疾患について知識を深めることにより、高齢化のニーズに即した適切な対応について、共通理解が得られたと考える。 （2）事業の効率性 核となる連携室整備により、関係者と連携がスムーズに図られるようになった。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 訪問看護ステーション連携・看取り促進事業	【総事業費】 8,459 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（一部委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小規模の訪問看護ステーション単独では24時間365日の対応が困難であり、今後増大する在宅での夜間・急変時・看取りのニーズや高度な医療管理のニーズに十分対応できない。また、介護施設では、緩和ケアや看取りに対する知識不足、看護師不在時の急変時対応の不安、家族の理解と協力の不足により看取りの取組が進んでいない。 アウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 (H29:28,001人/月→R5:42,095人/月 [在宅療養支援診療所等調査]) ※R4(2022) 時点指標：39,746人	
事業の内容（当初計画）	○ 県内を19の地域に分け、各地域にコーディネート役となる訪問看護ステーションを1つ選定し、以下の事業を実施。 ① 地域内のステーション管理者等を集めた交流会の開催 ② 地域内の訪問看護師に対して同行訪問研修を実施 ○ 介護施設関係者の看取りに関する理解を深める研修会を実施するとともに、家族向け啓発資料を作成	
アウトプット指標（当初の目標値）	・交流会開催地域数：19 ・介護施設向け研修会開催地域数：2	
アウトプット指標（達成値）	・交流会開催地域数：22（R4に県内地域の区分けの見直しを実施） ・介護施設向け研修会開催地域数：1	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：訪問診療を受ける患者数の増加 観察できなかった 観察できた → 指標：訪問診療を受ける患者数 H29:22,963人/月 [NDB]、44,343人/月 [R4年度在宅療養支援診療所等調査] （1）事業の有効性 本事業の実施により訪問看護師のスキルアップが図られるとともに、事業所間の連携が深まることで、訪問看護体制の整備や看取りの促進につながっていくと考えられる。 （2）事業の効率性 訪問看護師への支援と介護施設職員への支援を一体的に取り組むことで、訪問診療を受けるための環境を効率的に整えることができる。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11（医療分）】 在宅薬物療法支援事業	【総事業費】 2,008 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県薬剤師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の進展に伴い薬剤師の関与する薬物治療においても、新たな医薬品の増加や適正使用に向けた高度な薬学的知識が必要となってきた。また、これまで病院内で行われていた高度な薬物療法が、超高齢社会の進展と治療システムの確立などにより、通院や在宅医療へとシフトしている。 今後も高度な治療を受ける在宅患者が増加することが予想されており、患者が安心して在宅で過ごすためには、薬剤師の専門性を高め、入院時と同じ水準で在宅でも薬物療法を受けることができる環境を整備することが必要である。 薬剤師の高い専門性を確保するため、複数の学会（団体）が認定薬剤師や専門薬剤師の認定を行っている。しかし、現在これらの認定等に関する研修は、東京、大阪を中心に行われており、福岡県の薬剤師が単位を修得することは困難であることから、研修を受講しやすい環境を整備する必要がある。	
	アウトカム指標：居宅療養管理指導料算定薬局数 1,148 件	
事業の内容（当初計画）	認定薬剤師・専門薬剤師の認定を行っている団体（学会）と共同で研修事業を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅薬物療法に関する専門的な研修会：8回開催（臨床腫瘍薬学3回、緩和医療薬学3回、腎臓病薬物療法2回、参加者80名以上／回）	
アウトプット指標（達成値）	臨床腫瘍薬学 R2:0回（※）、R3:0回（※）、R4:2回（313名、289名） 緩和医療薬学 R2:1回（150名）、R3:0回（※）、R4:1回（287名） 腎臓病薬物療法 R2:2回（193名、293名）、R3:2回（580名、539名）、R4:1回（442名） 糖尿病薬物療法 R4:1回（346名） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催見合わせ	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：居宅療養管理指導料算定薬局数 居宅療養管理指導料算定薬局数 1,477 件（R5.3時点）	
	（1）事業の有効性 本事業により居宅療養管理指導料算定薬局数が R5.3 時点で 1,477 件となり、目標値を上回った。居宅療養管理指導料算定薬局数は H29 年度 1,071 件、H30 年度 1,196 件、R1 年度 1,238 件、R2 年度 1,276 件、R3 年度 1,396 件、R4 年度 1,477 件と増加しており、薬局の在宅医療への参加に一定の効果が見られている。 （2）事業の効率性 福岡県在宅医療推進協議会において事業実施の合意を得ており、真に必要な整備に限定して実施している。また、研修内容の選定に当たっては、在宅薬物療法に関する専門的な内容とし、効	

	率化を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.12】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 13,788 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（一部委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	① 全国的に見ると医師数に恵まれた本県であるが、地域や診療科によっては偏在があるため、医師のキャリア形成と一体となった医師確保対策を実施し、偏在の緩和・解消を図る必要がある。 ② 医師派遣機能を有する大学病院や医師の養成を担う臨床研修病院が、臨床研修医を十分に確保できていない状況があるため、臨床研修医の確保の取組を支援する必要がある。 アウトカム指標：人口10万対医師数が全国平均（H30:244.8人）以下の医療圏の医師数（粕屋180.8人、宗像166.2人、筑紫190.8人、朝倉184.0人、八女・筑後230.5人、直方・鞍手174.7人、田川193.1人、京築143.4人）について、令和4年までに5%（対H30年度）の増加を図る。	
事業の内容（当初計画）	① 医師確保対策に係る県内医療機関、関係団体との連携・協力体制を強化するとともに、医師のキャリア形成支援を充実させ、義務年限内の自治医科大学医師以外の医師も対象とした医師確保、医師派遣の仕組みを構築する。これにより、医師確保が困難な医療圏（田川、京築、八女・筑後等）への医療提供体制の充実を図る。 ② 県内臨床研修病院の紹介、臨床研修プログラムの概要などをまとめたガイドブックの制作・頒布、WEBページの設置等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・医師派遣・あっせん数：30名 ・キャリア形成プログラムの作成数：5 ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：100%	
アウトプット指標（達成値）	・医師派遣・あっせん数：30名 ・キャリア形成支援プログラムの策定数：2 ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：100%	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった。 理由：令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計（三師統計）の結果が公表されていないため（R5年12月下旬公表予定）。【参考】令和2年結果：粕屋199.5人、宗像175.7人、筑紫175.2人、朝倉179.4人、八女・筑後231.9人、直	

	方・鞍手 194.1 人、田川 200.7 人、京築 144.1 人
	（１）事業の有効性 医師確保が困難な医療圏にある医療機関への医師派遣の調整や、医師確保が困難な診療科に従事する医師の養成を支援することで、医師の地域偏在・診療科偏在の改善を図り、医療提供体制の維持・向上に貢献している。 （２）事業の効率性 県内医療機関、関係団体等との連携・協力体制を構築し、県が調整を行うことで、効率的な施策の検討・調整及び事業の周知・実施が可能である。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.13】 産科医等確保支援事業	【総事業費】 197,628 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	分娩取扱医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の医師数は、全国的にみると恵まれた状況であり、産科・産婦人科の医師数は微増傾向にあるが、地域によっては偏在が見られる。	
	アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数：前年度実績（R2：419名（手当支給医師数））を上回る ・分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数：11.10人（H30）→増加を図る	
事業の内容（当初計画）	産科医等に対し支給される分娩手当等への財政的支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・手当支給者数：672名（R2）以上 ・手当支給施設数：69施設（R2）以上	
アウトプット指標（達成値）	・手当支給者数：657名（R4） ・手当支給施設数：67施設（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：①手当支給施設の産科・産婦人科医師数、②分娩1000件あたりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 ①398人（R4） ②12.09人（R2） ※②はR4年度三師統計結果が公表されていないため、参考値としてR2の数値を記載	
	（1）事業の有効性 手当という形で産科医等の所得を支援し、処遇改善を推進することで産科医等の確保につなげることができる。 （2）事業の効率性 分娩手当の支給実績に応じて補助を実施することにより、産科医療機関における分娩手当の導入を促進し、実際に分娩を取り扱う産科医等の処遇改善を効果的に推進できる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14（医療分）】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費】 8,748 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	周産期医療提供体制を構築する上で必要不可欠な新生児科医が、過酷な勤務環境等により離職し、不足してしまうことを防ぐため、医療機関に対する財政支援により手当支給を促し、新生児科医の処遇改善を図ることで、周産期医療体制を維持・確保していくことが急務である。 アウトカム指標：周産期母子医療センター内の周産期（新生児）専門医数の維持・確保（H31.4.1 時点 30 名）	
事業の内容 （当初計画）	出生後、新生児集中治療室（NICU）に入院する新生児を担当する医師に対する手当への財政的支援（新生児担当医手当）。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 新生児担当医手当を受給した小児科医数：49 名(H30 年度実績)以上	
アウトプット指標 （達成値）	・ 新生児担当医手当を受給した小児科医数：45 名(R4 年度実績)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：周産期母子医療センター内の周産期（新生児）専門医数の維持・確保 観察できなかった ☐観察できた → 指標：H31.4.1 現在 30 名→ R5.4.1 現在 32 名 （１）事業の有効性 新生児集中治療室（NICU）に入院する児を担当する医師に支給される手当に対する財政的支援であり、過酷な勤務状況にある新生児科医の処遇改善を通じて、新生児科医の確保・定着が図られる。 （２）事業の効率性 医師の処遇改善に深く関係する手当に対して、医療機関に直接助成を行うことで、効率的に医師の処遇改善を促すことができる。 （３）アウトプット指標未達成の要因等について 本補助金の対象医療機関への周知不足により、新生児担当医手当を受給した小児科医が減少し、未達成となったもの。 対象医療機関への周知を強化した結果、令和5年度以降、本補助金を利用する医療機関を増える見込みであり、アウトプット指標達成できるものと思料される。 （４）アウトカム指標未達成の要因等について 新生児科医の勤務環境が厳しいものとなっており、医師数が減少しているものと思料される。 本補助金を利用する医療機関を増やし、アウトプット指標を達成することで、医師の処遇改善を促し、アウトカム指標達成を図りたい。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（医療分）】 小児救急医療支援事業	【総事業費】 21,098 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	軽症小児の小児二次救急医療機関への時間外受診増加に伴う小児科医の負担を軽減するため、休日・夜間における小児救急体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：24時間体制で小児二次救急医療体制が確保されている二次医療圏（R3：7医療圏）の維持	
事業の内容 （当初計画）	軽症患者の二次救急医療機関への受診集中による小児科医の負担軽減のため、地域の実情に応じ、地域の開業小児科医等が基幹病院に出務し、当該病院の小児科医と連携することで、二次医療圏単位で休日・夜間における小児救急医療体制を確保する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 小児救急医療支援事業の補助事業者数：5市、1広域市町村圏事務組合	
アウトプット指標 （達成値）	・ 小児救急医療支援事業の補助事業者数：5市、1広域市町村圏事務組合	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：24時間体制で小児二次救急医療体制が確保されている二次医療圏（R3：7医療圏）の維持 観察できなかった <table border="1" data-bbox="456 1196 584 1240">観察できた</table> → 指標：7医療圏（R3） → 7医療圏（R4）	
	（１）事業の有効性 小児初期医療機関と二次救急医療機関が連携して小児救急医療体制を確保することで、集中する小児救急患者を長時間待たせることなく診察でき、また、二次医療機関の小児科医の負担軽減にも繋がっている。 （２）事業の効率性 地域の実情に応じて小児初期医療機関、二次救急医療機関が連携して小児救急医療体制を確保することにより、一部の小児科医に負担が偏ることなく、当該地域の小児救急医療体制を効率的に維持できる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（医療分）】 小児救急医療電話相談事業	【総事業費】 92,032 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	不要不急な時間外受診による小児科医の負担を軽減するため、かかりつけ医が診療を行っていない夜間・休日における小児の急な病気やケガに関する保護者等の不安を軽減する必要がある。	
	アウトカム指標： 小児初期救急患者数の抑制(H29)159,922 名→(R3)156,738 名	
事業の内容 （当初計画）	夜間・休日における小児の急な病気やケガに関する保護者等からの電話相談に対し、看護師又は小児科医が対処法について助言することで、保護者等の不安軽減を図るとともに、救急医療機関への集中を緩和し、小児科医の負担軽減や患者の症状に応じた適切な医療機関の提供を図る。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 小児救急医療電話相談件数：5 万件	
アウトプット指標 （達成値）	・ 小児救急医療電話相談件数：65,974 件（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：小児初期救急患者数の抑制：観察できず （代替指標）18歳未満の救急搬送者数の抑制 ：平成29年19,621名→令和4年15,885名	
	（1）事業の有効性 電話相談件数は、毎年3万件前後を推移していたが、平成27年度の相談時間拡大により、平成27年度以降、4万件以上の相談を受けており、また、相談者が納得した件数（65,955件（99.97%））からも、当該事業のニーズ及び有効性は高く、県内全域において活用されていると言える。 （2）事業の効率性 当該事業は保護者の不安軽減を図るだけでなく、県内全域を対象として夜間・休日の電話相談を受け付けることにより、効率的に小児科等各医療施設の負担を軽減することができる。 （3）アウトカム指標未達成の要因等について 小児初期救急患者数を把握できないため、代替指標として、18歳未満の救急搬送者数を設定。 小児救急医療電話相談を多く受け付けることで救急医療機関への集中を緩和し、引き続きアウトカム指標達成を図りたい。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.17】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 949 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ チェック継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	交代制勤務、長時間労働など厳しい勤務環境が、医師や看護師等医療従事者の離職の一因となっており、職員の確保に苦慮している医療機関が多い。また、教育した職員が離職し、新たな職員を入れると再度教育が必要になり、経営効率が悪くなると同時に、医師や看護の質の低下を招きかねない。	
	アウトカム指標：医療勤務環境改善計画を策定した医療機関数の増加（R2:226 か所→R4:251 か所）	
事業の内容（当初計画）	医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、医療分野の労働環境改善マネジメントシステムを活用して、医業経営、労務管理等、医療機関を総合的に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数：年間 10 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数：16 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療勤務環境改善計画を策定した医療機関数： R2 236 か所 → R3 262 か所 → R4 278 か所	
	（1）事業の有効性 医療勤務環境改善計画策定に取り組む医療機関へのアドバイザー派遣に加え、H28年度からは医療機関が自主的に実施する研修会への講師派遣も開始し、勤務環境改善に取り組む必要性について理解が進んだ。今後も事業を継続し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関の更なる増加を図る。 （2）事業の効率性 医療勤務環境改善に関する情報提供から相談・支援等をワンストップで行うことにより、医療機関に対する支援が効率的に実施されている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.18】 女性医師確保支援事業	【総事業費】 16,220 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の医療施設に従事する医師に対する女性医師の割合は年々増加傾向にあるが、一方で、結婚・出産・育児等をきっかけとして離職する女性医師が少なくない。多くの女性医師が短時間勤務制度等を利用することで現場復帰できているが、県内病院における短時間勤務等の導入は代替医師の確保やコスト増を伴うため、導入が進んでいない。	
	アウトカム指標：県内の医療施設従事医師数（女性）の割合を全国平均に引き上げ（H30:20.4%→R2:21.9%）	
事業の内容（当初計画）	短時間勤務などを導入し、女性医師の勤務環境改善に取り組む県内の医療機関に対し、財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	短時間勤務導入促進事業の利用者数：7名	
アウトプット指標（達成値）	短時間勤務導入促進事業の利用者数：12名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：県内の医療施設従事医師（女性）の割合 ※令和4年三師統計結果が公表されていないため（公表予定12月下旬）確認できない。	
	（1）事業の有効性 短時間勤務や当直免除制度を導入する医療機関が増え、事業効果が期待できる。 （2）事業の効率性 県や県医師会関係団体による広報等により、事業の効率的な実施を図った。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】 未来の女性医師発掘事業	【総事業費】 85 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・全国の大学医部入学者に占める女性の割合は、平成 30 年度 34.7% だが、ここ 10 年くらい横ばいで推移。 ・高校卒業後大学進学する男女比は、男性 49.6%、女性 44.8% ・各国の女性医師割合をみると、日本はOECD加盟国中最下位 1 位 エストニア (73.8%)、2 位 スロベニア (58.3%) 3 位 ポーランド (55.7%)・・・最下位 日本 (18.0%) ※単純平均 41.5% 加重平均 36.0%	
	・患者の半数は女性であり、女性特有の疾患（産婦人科、小児科、泌尿器科）などへの相談がしやすい女性医師を望む患者は多くいる。 ・女性医師が診る患者は死亡率が低い、という論文が相次いで発表されており、女性は男性に比べ、コミュニケーションが上手で、患者の話に耳を傾けることがよい診断につながると考えられる。 アウトカム指標：県内の大学医学部医学科志願者に占める女性比率を全国平均に引き上げる。(R3：35.6%→R5：40.5%)	
事業の内容（当初計画）	女子高生の医学部への進学意欲を高め、将来の女性医師を増やすため、高校に講師（女性医師）を派遣し、高校 1 年生を対象に、女性医師の仕事に関わる講話を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	派遣する高校：10 校 参加する高校生：1,000 人	
アウトプット指標（達成値）	派遣する高校：3 校 参加する高校生：134 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内の大学医学部医学科志願者に占める女性比率を全国平均に引き上げる。(R2：36.5%→ R4 (R5 選抜)：36.8%) ※全国 R4 (R5 選抜)：41.9%	
	(1) 事業の有効性 講演終了後のアンケートでは、医師として働くことを具体的にイメージすることができた、医師を将来の目標にする決心がついた等の意見が複数見受けられ、一定の啓発に繋がったと評価できる。 (2) 事業の効率性	

	県内の全高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部へ事業周知して希望を募ることで、効率的に実施できた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.21】 専門研修資金貸与事業	【総事業費】 20,700 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県、県内医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県は、医師偏在指標によると産科では12位、小児科では18位となり、全国平均を上回っているものの、全国の下位1/3に該当する二次医療圏が約半分（産科：7医療圏、小児科：6医療圏）を占め、地域偏在が大きく、当該2診療科の労働環境や今後の働き方改革の影響を考慮すると、医師確保が必要な状況となっている。また、新たな診療領域である総合診療において、複数の疾患を有する患者や初期救急への対応等において地域医療においてニーズが高く、医師確保が必要な状況となっている。	
	アウトカム指標： ①産科…周産期母子医療センターで勤務する常勤産婦人科専門医数 現状値（R2.4時点）119人、目標値（R5.4時点）130人 ②小児科…相対的医師少数区域の小児科医師数（6医療圏合計）の増 現状値（H30.12時点）127人、目標値（R6.12時点）133人 ③総合診療…県内に従事する総合診療専門医数の増 現状値（R3年.12時点）データなし（A人と仮定）、目標値（R8.12時点）A+16人	
事業の内容（当初計画）	産科、小児科及び総合診療専門研修を行う専攻医に研修資金を貸与し、貸与期間と同期間、県内の指定医療機関（産科：周産期母子医療センター、小児科：医師少数区域の医療施設、総合診療：医師偏在指標が全国平均を下回る県内の二次医療圏にある医療機関）での勤務を課すことで、県内従事医師数を増やし、周産期、小児及び地域医療提供体制の確保を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	専門研修資金貸与医師数 産科：11人、小児科：5人、総合診療：8人	
アウトプット指標（達成値）	専門研修資金貸与医師数 産科：3人、小児科：1人、	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ①周産期母子医療センターで勤務する常勤産婦人科専門医数 110 名（厚労省周産期母子評価調査による） ②相対的医師少数区域の小児科医師数（6 医療圏合計）の増 ③総合診療…県内に従事する総合診療専門医数の増 ②及び③ 令和 4 年の三師統計調査結果が未公表（R 5 年 12 月下旬公表予定）のため確認できない。 （１）事業の有効性 産科、小児科、総合診療を目指す専攻医を支援することで、県内における専門医確保が見込める。 （２）事業の効率性 貸与終了後（専門医資格取得後）には、県内の医療機関において一定の期間当該専門医として勤務することにより返還免除となるため、医師確保の観点から効率的である。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 産科医療確保対策事業	【総事業費】 13,001 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	産科医不足を解消するため、女性医師が育児等をしながら働ける労働環境を作ることが必要。	
	アウトカム指標：人口 10 万人対産科・産婦人科医数が全国平均（43.9 人）以上の区域数の増加（H30:4 区域）	
事業の内容 （当初計画）	産科院内保育所に対する運営費の補助を行うもの。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 補助施設数：3 施設	
アウトプット指標 （達成値）	・ 補助施設数：3 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：人口 10 万人対産科・産婦人科医数が全国平均（43.9 人）以上の区域数の増加（H30:4 区域）	
	<u>観察できた</u> → （代替指標）産科院内保育所を利用した女性医師数の維持 R4 年度：12 人（R3 年度：13 人）	
	（1）事業の有効性 本事業は、産科医療現場の女性医師の確保のため支援を行うものであり、産科院内保育所の安定的な運営に繋がった。R4 年度は R3 年度と同程度の女性医師の利用があり、女性医師の離職防止に効果があったと考える。 （2）事業の効率性 産科院内保育所の安定的運営の一助となり、女性医師が離職することなく働き続けられるため効率的である。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23（医療分）】 救急・災害医療連携確保推進事業（従事者確保分）	【総事業費】 80,301 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	休日・夜間等における救急搬送が増加する一方、対応する医師の不足等によって、十分な救急医療体制を確保することが困難となっており、在宅当番医制度及び休日・夜間急患センター運営のための経費への補助を行うことで、地域における救急医療従事者の確保を図り、もって救急医療体制の整備を図ることが急務である。 また、近年全国各地で頻発している自然災害の発生に備え、災害医療体制の整備を図ることが求められている。 アウトカム指標： ・休日・夜間急患センターの運営数：21 ヶ所（R4.5）→21 ヶ所（R5.4） ・在宅当番医制の実施地区数：15 地区（R3.7）→15 地区（R5.4） ・救命処置技能向上に係る研修の参加者数：17 人（H30）→新型コロナウイルス感染症の影響により開催見送り（R4）	
事業の内容（当初計画）	平常時の休日・夜間における救急医療体制の整備及び災害時の救急医療体制の整備のため、救急・災害医療従事者の確保等に係る経費に対して補助を行うもの。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・補助郡市区医師会数：30 医師会	
アウトプット指標（達成値）	・補助郡市区医師会数：30 医師会	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：休日・夜間急患センターの運営数、在宅当番医制の実施地区数 観察できなかった <u>観察できた</u> → 指標： ・休日・夜間急患センターの運営数：21 ヶ所（R4.5）→21 ヶ所（R5.4） ・在宅当番医制の実施地区数：15 地区（R3）→15 地区（R5.4） （1）事業の有効性 休日・夜間急患センターの運営や在宅当番医の実施、災害時の医療体制に精通した医療従事者の確保のための研修等に取り組む医師会に対して補助を行うことで、地域における救急・災害医療従事者の確保し、平常時の休日・夜間における県内の救急医療体制及び災害時の救急医療体制整備が図られた。 （2）事業の効率性 在宅当番医制度及び休日・夜間急患センターの運営に係る費用を補助することにより、平常時の休日・夜間における県内の救急医療体制を効率的に維持できる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.24】 歯科医・歯科衛生士研修事業	【総事業費】 5,800 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて増大していく医療需要に対応していくため、地域歯科保健を支える歯科医師・歯科衛生士等の確保を進めるとともに、歯科医師、歯科衛生士等のさらなる知識と技術の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：県内の人口 10 万人対歯科医師数（R2：110.5 人）及び歯科衛生士数（R2：135.3 人）の増加	
事業の内容（当初計画）	歯科医師会が行う新規加入者向け研修及び、歯科医師・歯科衛生士等歯科専門職に対する技術向上のための研修等にかかる費用に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職に対する技術向上のための研修会参加者数：400 名	
アウトプット指標（達成値）	歯科専門職に対する技術向上のための研修会参加者数：1,962 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内の人口 10 万人対歯科医師数（R2：110.5 人）及び歯科衛生士数（R2：135.3 人）の増加：観察できず （理由）調査が隔年であるため（R4 調査結果が R5.11 月現在公表されていない） （代替的指標）県内の歯科診療所の施設数（人口 10 万人対）の増加：59.4（R2）→60.1（R4）	
	（1）事業の有効性 歯科専門職に対する研修の実施を支援することで、地域の歯科保健医療を支える歯科医師、歯科衛生士等の確保及び資質の向上が促進された。 （2）事業の効率性 関係団体が連携して事業を推進することにより、多数の歯科専門職に対する知識及び技術の普及が効率的に行われた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.25】 歯科衛生士養成校巡回実習教育事業	【総事業費】 330 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて増大していく医療需要に対応していくため、地域歯科保健を支える歯科医師・歯科衛生士等の確保を進めるとともに、歯科医師、歯科衛生士等のさらなる知識と技術の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：在宅歯科医療を実施する歯科診療所の割合（H29:24.1%）の増加	
事業の内容（当初計画）	高度歯科医療に対応できる歯科衛生士を養成し、歯科医療従事者の資質の向上に寄与するため、社会福祉法人や障害者通所施設等を訪問し巡回実習を行う養成校に対し補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	巡回実習実施回数：70 回	
アウトプット指標（達成値）	巡回実習実施回数：28 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できず （理由）調査が 3 年毎であるため（直近調査：R2 年度） （代替的指標）在宅療養支援歯科診療所の施設数 429 施設（R4.5 月現在）→436 施設（R5.4 月現在）	
	（1）事業の有効性 要介護者、心身障がい者（児）等の歯科医療に要する専門的知識・技術の習得を支援することで、地域の歯科保健医療を支える歯科衛生士の確保及び資質の向上が促進された。 （2）事業の効率性 障がい者支援施設等への訪問実習の実施や模型を使つての演習により、臨床技術の習得が効率的に行われた。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、巡回実習は目標よりも少ない実施となっており、感染防止に留意した実習実施について施設等と協議するとともに、模型等による実習のさらなる充実を図る必要がある。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.26】 歯科衛生士復職支援事業	【総事業費】 2,670 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	歯科診療所に勤務する歯科衛生士の不足に加え、平成元年の歯科衛生士法の改正により歯科衛生士が歯科保健指導を行えることとなり、地域歯科保健事業を担当する場が拡大したことから、歯科医療現場はもとより健康増進法等における訪問歯科保健指導等においても支障をきたしている。このため、歯科医療現場や市町村の要望に応えられる歯科衛生士の確保を図ることが急務である。 アウトカム指標：復職した未就業歯科衛生士数 20 名	
事業の内容（当初計画）	・未就業歯科衛生士に対して、歯科衛生士会報等で無料職業紹介に関する広報を行い、就業希望者を名簿に登録。 ・未就業歯科衛生士を対象に、歯科医療現場への復職や地域歯科保健事業への対応に必要な研修会や相談会を実施。 ・未就業歯科衛生士に対する市町村や歯科医師会等の求人情報の提供及び市町村や歯科診療所等に対する未就業歯科衛生士の求職情報の提供。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・未就業歯科衛生士登録数：1,000 名 ・未就業歯科衛生士研修会参加者数：60 名 ・登録者・求人者への就職情報提供件数：5,000 件	
アウトプット指標（達成値）	・未就業歯科衛生士登録数：1,053 名（R4） ・未就業歯科衛生士研修会参加者数：68 名（R4） ・登録者・求人者への就職情報提供件数：9,027 件（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・診療所へ復職した歯科衛生士数：0 名 ・市町村等の歯科保健事業に従事した未就業歯科衛生士延件数：7,918 件（実人数：253 人） （１）事業の有効性 未就業歯科衛生士の復職を支援することで、地域歯科保健事業に従事する歯科衛生士の安定的な確保に繋がった。 研修会参加者数は目標には達していないものの、R3 と比べて増加している。新型コロナウイルス感染症の影響のため想定より少ない参加者となっているが、感染防止に留意しつつ、研修会実施および参加の促進について関係団体と協議する必要がある。 （２）事業の効率性 無料職業紹介の実施や歯科医師会、市町村との連携により、歯科保健医療現場での歯科衛生士の確保が効率的に行われた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.27】 寄附講座設置事業	【総事業費】 200,0000 千円
事業の対象となる区域	京築、八女・筑後、田川区域	
事業の実施主体	各大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の医師数は全国的にみると恵まれた状況にあるが、地域や診療科によっては偏在が見られ、医師確保が困難な地域に対して、安定的な医師の派遣体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：派遣医師数の維持（20名／八女・筑後区域：6名、京築区域：3名、田川区域：11名）	
事業の内容（当初計画）	県内の医学部を有する大学に寄附講座を設置し、講座の研究プログラムの一環として、県が指定する保健医療圏の医療機関に対し、医師を派遣する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	寄附講座設置大学数：4大学	
アウトプット指標（達成値）	寄附講座設置大学数：4大学	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 派遣医師数 20名 （八女・筑後6名、京築3名、田川11名）	
	（1）事業の有効性 本事業により、医師の確保が困難な地域の医療機関に対する安定的な医師派遣体制が確保できている。 （2）事業の効率性 本事業は、県内4大学に設置した寄附講座から、医師確保が困難な地域の医療機関へ直接医師を派遣する事業であり、効率的である。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.28】 緊急医師確保対策事業	【総事業費】 26,400 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	比較的医療資源に恵まれた本県においても、産科・産婦人科の医師数の減少が顕著であるなど、診療科による医師の偏在があり、地域医療に従事する医師の一層の増加を図ることで偏在を是正する必要がある。	
	アウトカム指標：奨学金貸与者に係る特定診療科での県内従事者数 11 名 (R3) →15 名 (R4)	
事業の内容（当初計画）	久留米大学医学部に地域医療医師確保特別枠を設け、県内の医療機関において医師確保が困難な産科、小児科、救命救急医療等に将来従事しようとする医学部生に対して奨学金を貸与することにより、地域医療に従事する医師の確保、診療科による医師の偏在是正を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	奨学金貸与者数：5 名	
アウトプット指標（達成値）	奨学金貸与者数：5 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：奨学金貸与者に係る特定診療科での県内従事者数 12 名 (R4)、19 名 (R5)	
	（1）事業の有効性 奨学金返還免除条件として、貸与期間の 1.5 倍の間、指定された診療科の医師として県内医療機関で勤務するよう定めているため、地域医療に従事する医師の確保が効果的になされている。 （2）事業の効率性 産科、小児科等医師確保が困難な診療科をあらかじめ指定しているため、当該診療科に勤務する医師を効率的に確保できる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.29（医療分）】 母体救命講習会普及事業	【総事業費】 82 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県産婦人科医会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県一分娩施設あたりの平均分娩数は増加傾向にあることから、ハイリスク妊婦に対応する現場の医師の負担を軽減するために、各分娩施設における産科救急への初期対応力強化が必要であるが、指導者となる医師が不足している。 アウトカム指標：県内の講習指導者（インストラクター）数の増加（H28:5 名→H29:12 名→H30:40 名→R1:42 名→R2:44 名→R3:44 名→R4:63 名）	
事業の内容（当初計画）	福岡県産婦人科医会が分娩施設における母体急変時の初期対応や救急処置技術の習得のため、産科救急に関する実践的なシミュレーション教育を行う講習会を実施し、県内のインストラクター資格要件を満たす産科医の増を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・母体救命公認講習会開催数：R4年：3回（40施設参加）	
アウトプット指標（達成値）	・母体救命公認講習会開催数：3回（16施設参加）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：県内の講習指導者（インストラクター）数の増加 観察できなかった 観察できた → 指標：5名（H28）→ 63名（R4） （1）事業の有効性 各分娩施設における産科救急への初期対応力の強化とともに、インストラクター資格要件を満たす産科医の増加が図れる。 （2）事業の効率性 県内で実施される全講習会を福岡県産婦人科医会が実施することで、ノウハウの蓄積が図れ、効率的な講習会の運営が図れる。 （3）アウトプット指標未達成の要因等について 当該講習会については、令和2年度のコロナ禍から受講人数を通常時の1／3に減らして実施しているため（通常時 36 名→コロナ禍 12 名）、受講施設数が未達成となってしまったもの。今後は、コロナ禍における感染拡大防止対策と両立できる方法等（回数、受講人数）で実施し、アウトプット指標の達成を図っていきたい。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【 No.30（医療分） 】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 366,289 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各看護師等養成所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、看護職員が養成される看護師等養成所の運営を支援していくことで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：県内医療機関就職率の向上（R3.3：71.6%）	
事業の内容 （当初計画）	県内の看護師等養成所に対して、運営費の加算※を含め、その運営に必要な経費を補助することにより、養成所の教育内容の向上を図ることを目的とする。 ※ 運営費の加算：県内就職にかかる取組みへの加算。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 補助施設数：35 校 43 課程	
アウトプット指標 （達成値）	・ 補助施設数：34 校 42 課程	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内医療機関就職率の向上 観察できなかった 観察できた → 県内医療機関就職率 R5.3：73.6%	
	（１）事業の有効性 県内の看護師等養成所に対して、運営費の加算を含めた補助により、各養成所と地域の医療機関との間で県内就職を促進する取組みが実施されている。R4 年度は 1 校から補助金申請辞退の申し出があり、補助対象施設が減少したもの。 （２）事業の効率性 運営費の加算を設けたことで、柔軟かつ特色のある取組みが各養成所で行われ、今後取組みを行っていない県下の養成所への効果の波及が期待される。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【 No.31（医療分） 】 看護教員養成講習会参加促進事業	【総事業費】 14,229 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各看護師等養成所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、看護職員が養成される看護師等養成所の運営を支援していくことで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：看護職員における県内就業者数の増加（R3.3：2,642 人）	
事業の内容 （当初計画）	看護師等養成所が看護教員を専任教員養成講習会に参加させている期間、代替教員を確保するための費用を補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 看護教員養成講習会の受講者数：40 名	
アウトプット指標 （達成値）	・ 看護教員養成講習会の受講者数：37 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員における県内就業者数の増加 観察できなかった <u>観察できた</u> → 看護職員における県内就業者数 R5.3：2,518 人	
	（１）事業の有効性 看護教員養成講習会受講者が在籍している看護師等養成所に対して、代替職員確保について支援することで、講習会の参加促進を図る。 アウトカム指標が未達成となった点については、少子化による入学者の減少、看護師等養成所の閉校により、新卒就業者が減少していることが考えられる。今後は指標の見直しを検討する必要がある。また、アウトプット指標が未達成となった点については、新型コロナウイルスやカリキュラム改正に伴う対応等で業務量が増加し、看護師等養成所の人材不足により長期間の講習会への出席が難しかったことが考えられる。今後は、e ラーニングの活用促進等、受講者の負担軽減について検討していく。 （２）事業の効率性 県内の看護師等養成所の看護教員に専任教員養成講習会の受講を促すことにより、看護師及び准看護師教育に携わる資質の高い教員を養成し、看護教育の充実を図る。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.32（医療分）】 看護教員養成講習会事業	【総事業費】 12,915 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多様化、高度化する看護ニーズに対応する看護職員の養成のため、専任教員に必要な知識・技術を修得させ、看護教育の充実及び向上を図る必要がある。	
	看護職員における新卒就業者数の増加（R3：2,640名）	
事業の内容 （当初計画）	看護師等養成所の専任教員を養成するため、講習会を実施するもの。 （定員40名、33単位）	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・看護教員養成講習会の受講者数：40名	
アウトプット指標 （達成値）	・看護教員養成講習会の受講者数：37名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：看護職員における新卒就業者数の増加 観察できなかった 観察できた → 看護職員における新卒就業者数 R4：2,518名	
	（１）事業の有効性 専任教員は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則において看護師等養成所における配置基準が設けられており、看護教育の質の向上のために、当該事業は重要である。アウトカム指標が未達成となった点については、少子化による入学者の減少、看護師等養成所の閉校により、新卒就業者が減少していることが考えられる。今後は指標の見直しを検討する必要がある。また、アウトプット指標が未達成となった点については、新型コロナウイルスやカリキュラム改正に伴う対応等で業務量が増加し、看護師等養成所の人材不足により長期間の講習会への出席が難しかったことが考えられる。今後は、e ラーニングの活用促進等、受講者の負担軽減について検討していく。 （２）事業の効率性 当該事業により、県内外の受講者が、様々な大学や看護師等養成所の講師陣からの充実した授業の受講が可能となり、効率的な学習ができています。また、対面授業だけでなく、オンラインの活用により講師の授業や受講生のグループワークが効率的に実施可能となっている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33（医療分）】 看護教員継続研修事業	【総事業費】 661 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、看護師等養成所の教員の資質向上を図り、養成所における教育の質を高めることで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：看護職員における新卒就業者数の増加（R3：2,640 名）	
事業の内容 （当初計画）	養成所の専任教員を対象に看護教育の内容の充実を図るための研修の実施。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	研修参加者：70 名	
アウトプット指標 （達成値）	研修参加者：39 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護職員における新卒就業者数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → 看護職員における新卒就業者数 R4：2,518 名	
	（1）事業の有効性 看護教員に対する成長段階別（中堅期、ベテラン期）の研修を実施することにより、医療の高度化・国民ニーズの多様化といった変化に対応した看護知識・技術を修得させ、看護教員の資質の向上につながった。アウトカム指標が未達成となった点については、少子化による入学者の減少、看護師等養成所の閉校により、新卒就業者が減少していることが考えられる。今後は指標の見直しを検討する必要がある。また、アウトプット指標が未達成となった点については、今後教員が参加しやすいよう開催時期の見直しを検討する。 （2）事業の効率性 看護教員に対する成長段階別（中堅期、ベテラン期）の研修を実施することにより、県内養成所の看護教育の均一化が図られ、効率的な資質向上に繋がる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34（医療分）】 看護実習指導者講習会事業	【総事業費】 5,514 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護基礎教育の質向上を図るため、看護師等養成所の実習施設における実習指導者の養成が必要である。	
	看護師等養成所の実習施設における指導者養成数の増加 (R3 末 : 1,755 名)	
事業の内容（当初計画）	看護学生を臨地実習で指導する際に必要な知識・技術に関する研修を行い、実習指導者を養成するもの。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護実習指導者講習会参加者（40 日）：82 名 ・特定分野看護実習指導者講習会参加者（6 日）：40 名	
アウトプット指標（達成値）	・看護実習指導者講習会参加者（40 日）：82 名 ・特定分野看護実習指導者講習会参加者（7 日）：26 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：これまでに養成した看護師等養成所の実習施設における指導者数 観察できなかった 観察できた → 看護師等養成所の実習施設における指導者養成数 R4 末 : 1,863 名	
	（１）事業の有効性 年度により申し込みの状況に若干の増減があり、人数も選考基準を基に限定的に実施しているため、数値のみの評価は出来ないが、看護学生が臨地実習をする上では、学びを深める事や環境調整等の目的から実習受入側の教育技術も重要。特定分野については事業対象が産婦人科クリニックや保健所といった感染への警戒が強い、もしくは第一線で活動する場所であるため申込自体が少なかったことや申込後のキャンセルにより、目標が達成できなかった。 （２）事業の効率性 看護師等養成所の実習施設における指導者は当該講習会の受講が原則となっている為、実施の必要性は高い。教育実施についてはプロポーザルにより、内容とコストを比較して優れた所に委託をしている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35（医療分）】 看護職員専門分野研修事業	【総事業費】 4,508 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	認定看護師教育機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	近年の医療の高度化・専門化に対して、県民の要望に応じることのできる専門性の高い看護職員の育成が必要。	
	アウトカム指標：県内認定看護師数の増加（R3.12:1,032 人）	
事業の内容（当初計画）	近年の少子高齢化の進展や疾病構造の変化による医療の高度化・専門分野に対応し、県民の要望に応じることの出来る質の高い専門的な看護師である認定看護師を養成するための教育課程を開講する教育機関に対して開講に係る経費への補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助養成施設数：2 施設	
アウトプット指標（達成値）	補助養成施設数：2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内認定看護師数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → 県内認定看護師数 R4.12：1,064 人	
	（１）事業の有効性 認定看護師を養成するための教育機関に対して開講に係る経費を補助することで、医療の高度化・専門化に対応し、県民の多様なニーズに応じることのできる看護師を輩出し、医療提供体制の強化を図る。 （２）事業の効率性 認定看護師を養成するための教育機関に対して開講に係る経費を補助することで、医療の高度化・専門化に対応し、県民の多様なニーズに応じることのできる看護師を効率よく輩出する。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.36（医療分）】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 115,074 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（一部委託）、各病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、新人看護職員の離職を防止することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	県内新人看護職員の離職率の低下（R1:8.3%）	
事業の内容（当初計画）	① 新人看護職員の離職防止及び質の向上を図るため、病院の新人看護職員に対する実践的な研修体制を確保することを目的としている。新人看護職員に対して病院が行う OJT 研修への経費補助。 ② 新人看護職員研修の推進や教育担当者等の資質向上に向け、委員会等を設け研修の内容等の検討を行う。また新人看護職員研修の未実施病院等が導入を図るための支援を行い地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の着実な推進を図るもの。 ③ 新人看護職員研修の研修プログラムの策定及び企画立案を担う教育責任者を要請するための講習会を開催する。講習会は、国が示した新人看護職員研修ガイドラインに基づき3日間程度の研修を実施する。 ④ 新人看護職員の臨地実践に関する実地指導・評価等を担う実地指導者に対する研修を実施するもの。	
アウトプット指標（当初目標値）	① 新人看護職員研修受講者数の維持：R3 年度実績（2,233 名）を維持する。 ② 新人看護職員研修推進協議会参加者数：7 人×2 回 ③ 新人看護職員教育責任者研修受講者数：30 名 ④ 新人看護職員実地指導者研修受講者数：180 名	
アウトプット指標（達成値）	① 新人看護職員研修受講者数の維持：2,366 名 ② 新人看護職員研修推進協議会参加者数：0 名 ③ 新人看護職員教育責任者研修受講者数：52 名 ④ 新人看護職員実地指導者研修受講者数：179 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内新人看護職員の離職率の低下 観察できなかった 観察できた →（代替指標）R4 年度補助金交付施設の新人看護職員離職率：10.3%（R3：11.4%）	

	（１）事業の有効性 各事業を有機的に実行することで、各病院での質の高い新人看護職員研修が実施され、研修に係る補助の実施により受講者の増加が図られた。新人看護職員研修推進協議会は未開催だが、看護職員確保対策協議会の中で新人看護職員研修に関する報告を行った。 （２）事業の効率性 各病院へ補助することで、それぞれの病院で抱える課題に柔軟に対応でき、県が一斉に集合研修を実施するよりも効率的と考えられる。また、委託にあたっては、企画公募型プロポーザルを実施することで、多様な主体が参加できる環境を設定し、効率的な事業遂行が可能となった。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.37（医療分）】 新人看護職員多施設集合研修事業	【総事業費】 1,966 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県医師会、福岡県看護協会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、新人看護職員の離職を防止することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	県内新人看護職員の離職率の低下（R1:8.3%）	
事業の内容（当初計画）	小規模施設や新人看護職員が少ない等の理由により、施設単独で完結した研修ができない施設の看護職員を対象として、県医師会及び県看護協会が研修を実施する。	
アウトプット指標（当初目標値）	新人看護職員多施設集合研修参加者数：2,000 人	
アウトプット指標（達成値）	新人看護職員多施設集合研修参加者数：3,672 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内新人看護職員の離職率の低下 観察できなかった ☐ 観察できた →（代替指標）R4 年度新人看護職員研修補助金 交付施設の新人看護職員離職率 10.3%（R3：11.4%）	
	（１）事業の有効性 小規模施設等の新人看護職員の研修機会を確保することで、医療安全を始めとするスキルを習得し、質の高い医療提供の担い手を増加させることができた。 （２）事業の効率性 新人看護職員研修に精通した 2 団体が実施主体となることで、それぞれの強みを生かした研修が展開された。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.38（医療分）】 新人看護職員研修アドバイザー派遣事業	【総事業費】 614 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県看護協会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、新人看護職員の離職を防止することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	県内新人看護職員の離職率の低下（R1:8.3%）	
事業の内容（当初計画）	研修体制の未整備、カリキュラムの未策定等により新人看護職員研修が実施困難な施設に対し、県看護協会がアドバイザー（教育経験のある新人看護教育責任者）を派遣し、施設の研修体制構築を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	新人看護職員研修アドバイザー派遣事業利用施設数（R4：3 施設）	
アウトプット指標（達成値）	新人看護職員研修アドバイザー派遣事業利用施設数（R4：3 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内新人看護職員の離職率の低下 観察できなかった <u>観察できた</u> →（代替指標）R4 年度新人看護職員研修補助金交付施設の新人看護職員離職率 10.3%（R3：11.4%）	
	（1）事業の有効性 県看護協会がアドバイザーを派遣し、施設の研修体制構築を支援することで、研修実施が困難な施設数の減少に資することができた。 （2）事業の効率性 事業の性質上、現場を知るアドバイザーを継続的に派遣し、きめ細やかな支援が必要である。アドバイザーも県の他事業で養成した者が従事するなど、人材の有効活用ができています。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39（医療分）】 新人看護職員教育担当者研修事業	【総事業費】 1,460 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県看護協会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、新人看護職員の離職を防止することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	県内新人看護職員の離職率の低下（R1:8.3%）	
事業の内容（当初計画）	医療施設の各部署で実施される研修の企画・運営の中心となって担う教育担当者を対象に、県看護協会が集合研修を実施する。	
アウトプット指標（当初目標値）	新人看護職員教育担当者研修受講者数：150 名	
アウトプット指標（達成値）	新人看護職員教育担当者研修受講者数：118 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内新人看護職員の離職率の低下 観察できなかった 観察できた →（代替指標）R4 年度新人看護職員研修補助金交付施設の新人看護職員離職率 10.3%（R3：11.4%）	
	（１）事業の有効性 新人看護職員研修における教育担当者の役割は大きい、現場での育成が難しいことが指摘されており、これを県下一斉に実施することは効果的であった。新型コロナウイルスの影響で受講者減が見込まれたことから 60 名定員の研修を 2 回開催した結果、118 名が受講できた。開催日数や回数については今後も見直しを行う。 （２）事業の効率性 医療施設での新人看護職員研修に精通した県看護協会が研修を実施することで、多くの医療機関の参加を促すことができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.40（医療分）】 看護職員確保対策特別事業	【総事業費】 159 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	公衆衛生看護学実習の質を向上し、より実践的な看護職員を養成するため、受入施設（中小病院、訪問看護ステーション、保健所、市町村等）の協力体制を整備するとともに、受入施設の指導者を育成する必要がある。	
	アウトカム指標：受入施設における指導者数の増加（R1:103 人） *R2,R3 新型コロナのため未実施	
事業の内容（当初計画）	看護管理者の資質向上のための研修会の開催。	
アウトプット指標（当初の目標値）	講習会受講者数：34 名	
アウトプット指標（達成値）	講習会受講者数：26 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：受入施設における指導者数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → 受入施設における指導者数 R4：129 名	
	（1）事業の有効性 公衆衛生看護学実習は保健師を目指す学生を育成する為重要であり、今後、複雑な地域課題の解決等、時代の推移と共に求められる能力・技術の変化に対応するためにも、受入施設側のスキルアップは必要である。事業対象である保健所、市町村職員が新型コロナウイルス対応のため、申込自体が少なかったことや申込後のキャンセルにより、目標が達成できなかった。 （2）事業の効率性 毎年度のテーマ設定等、必要な話題提供や、様々な年代の受講者が参加できており適切に運営出来ている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.41（医療分）】 看護職員フォローアップ研修事業	【総事業費】 48,924 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、看護職員の離職を防止することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：常勤看護師離職率の低下（R1 年度:11.6%）	
事業の内容（当初計画）	新人看護職員研修後の継続研修として、就職後2年目・3年目の新任期看護職員への研修体制の整備を図るため、新任期看護職員に対し病院が行う研修への経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講者数及び実施施設数の維持（R2：2,850 名 85 施設）	
アウトプット指標（達成値）	研修受講者数及び実施施設数の維持（R4：3,040 名 93 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：常勤看護師離職率の低下（R1 年度:11.6%） 観察できなかった 観察できた →（代替指標）R4 年度新人看護職員研修補助金交付施設の看護職員離職率 11.9%（R3 年度：12.1%）	
	（1）事業の有効性 県内の病院に対し、新任期看護職員研修に係る補助を実施することで、新任期看護職員研修の受講者及び実施施設数の増加が図られた。 （2）事業の効率性 各病院へ補助することで、それぞれの病院で抱える課題に柔軟に対応でき、県が一斉に集合研修を実施するよりも効果的であった。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.42（医療分）】 病院内保育所運営事業	【総事業費】 1,844 千円
事業の対象となる 区域	全区域	
事業の実施主体	各病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・ 介護ニーズ	看護職員の離職防止と再就業を促進するため、子どもを持つ看護職員が継続して就業できる職場環境を整備する必要がある。	
	アウトカム指標：常勤看護師離職率の低下 （R2:11.6%→全国平均（11.5%）以下）	
事業の内容（当初計画）	病院内保育所を運営する病院に対して、人件費等の運営費を補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 病院内保育所補助事業者数：51 施設	
アウトプット指標 （達成値）	・ 病院内保育所補助事業者数：48 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：常勤看護師離職率の低下 観察できなかった 観察できた → （代替指標）R4年度新人看護職員研修事業費補助金交付施設の看護職員離職率 11.9%（R3年度：12.1%）	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、看護職員の勤務環境の改善が図られる。保育所の閉鎖等で補助対象施設が減少した。今後は指標の見直しを検討する必要がある。 （2）事業の効率性 各病院に対して院内保育所運営のための必要経費を補助することにより、病院の勤務環境改善の取組がスムーズに進むものと考えられる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.43（医療分）】 看護職員復職研修事業	【総事業費】 6,364 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、子育て等により離職した看護職員（潜在看護職員）の復職を促進することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：受講後就業率が前年度実績を上回る (R2:51.3%)	
事業の内容（当初計画）	子育て等により離職した看護職員を対象とし、最新の知識及び看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援するもの。 ①看護力再開発講習会（実践コース） ②看護技術セミナー（採血・注射編） ③看護技術セミナー（喀痰吸引編） ④看護技術セミナー（感染管理編）	
アウトプット指標（当初の目標値）	定員数（R4）：①30人、②200人、③60人、④60人	
アウトプット指標（達成値）	受講者数（R4）：①23人、②152人、③46人、④29人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：受講後就業率の向上（前年度実績を上回る） 観察できなかった ☐ 観察できた → 受講後就業率：58.4%（R3：60.1%）	
	（1）事業の有効性 限りある医療人材を活用するため、子育て等により離職した潜在看護職員が医療の現場に復帰することは重要であり、復職にあたって最新の知識・看護技術が習得できる当該事業は看護職員確保のために有効である。アウトプット指標が未達成となった点については、委託先と研修内容について協議し、目標の達成に努めたい。 （2）事業の効率性 潜在看護職員が抱える職場復帰への不安を解消し、かつ求人施設が求める人材に適うような知識・看護技術を身につけることができるよう、研修内容については毎年度見直しを行っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.44（医療分）】 ナースセンターサテライト事業	【総事業費】 57,060 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、子育て等により離職した看護職員（潜在看護職員）の復職を促進することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：ナースセンターサテライト利用者の再就業者数の増加（R2：1,008 人）	
事業の内容（当初計画）	平成 27 年 10 月から看護職員の離職時届出制度が開始された。これに先立ち、本県では県ナースセンターのサテライトを 4 ヶ所設置し、看護職員の確保の充実を図る。（H26: 2 ヶ所設置、H27: 2 ヶ所設置）	
アウトプット指標（当初の目標値）	ナースセンターサテライト利用者の増加（R2：18,479 人）	
アウトプット指標（達成値）	ナースセンターサテライト利用者の増加（R4：23,766 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターサテライト利用者の再就業者数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → ナースセンターサテライト利用者の再就業者数 R4：1,316 人	
	（1）事業の有効性 ナースセンターのサテライトを設置し、地区毎の看護職員確保のニーズに対応することで効果的な看護職員の復職を促すことができた。 （2）事業の効率性 各サテライトにて対面による面談だけでなく、こまめな電話連絡やメールによる相談・問合せに対応して利用者の利便性の向上を図り、利用者の増加に繋がった。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【 No.45（医療分） 】 みんなで話そう看護の出前授業事業	【総事業費】 2,478 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県看護協会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福岡県の需給見通しにおいて、未だに県内の看護職員の数不足しており、看護職を志し、看護師等学校養成所へ進学する学生を確保することが求められる。	
	アウトカム指標：県内の看護師等養成所への入学者数の増加(R3：4,233 人)	
事業の内容 (当初計画)	看護職を志す動機付けの機会となる「看護の出前授業」を実施する看護協会に対して事業実施経費の一部を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 看護の出前授業受講者数：前年度実績を上回る (R2:3,395 名)	
アウトプット指標 (達成値)	・ 看護の出前授業受講者数：前年度実績を上回る (R3:3,786 名、R4：4,497 名)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内の看護師等養成所への入学者の増加 観察できなかった → ☐ 観察できた → 県内の看護師等養成所への入学者数の増加 R4：4,167 人	
	(1) 事業の有効性 県内の中学生・高校生を対象に看護職の仕事について出前授業を実施することで、看護師等養成所への進学意欲を高める動機付けの機会を提供する。アウトカム指標が未達成となった点については、少子化による入学者の減少、看護師等養成所の閉校により、入学定員が減少していることが考えられる。今後は指標の見直しを検討する必要がある。 (2) 事業の効率性 看護協会が実施する出前授業を補助することで、看護職を志す動機付けの機会を効率的に提供する。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【 No.46 (医療分) 】 ふれあい看護体験事業	【総事業費】 2,340 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県看護協会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福岡県の需給見通しにおいて、未だに県内の看護職員の数不足しており、看護職を志し、看護師等養成所へ進学する学生を確保することが求められる。	
	アウトカム指標：県内の看護師等養成所への入学者数の増加(R3：4,233 人)	
事業の内容 (当初計画)	看護職を志す動機付けの機会となる「ふれあい看護体験」の実施を希望する高校と、実際に参加学生を受け入れる医療施設とのマッチング及び看護体験実施に係る経費を一部補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・マッチング率(体験者数／申込者数)：前年度実績を上回る (83.1% (1, 475/1,775) (R1)) ※R2 は新型コロナの影響により中止	
アウトプット指標 (達成値)	・マッチング率(体験者数／申込者数)の増加： 87%(1,377/1,585)(R3)、86% (1,016／1,186) (R4)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：県内の看護師等養成所への入学者の増加 観察できなかった 観察できた → 県内の看護師等養成所への入学者の増加 R4:4,167 人	
	(1) 事業の有効性 県内の高校生を対象に看護職の仕事体験を実施することで、看護師等養成所への進学意欲を高める動機付けの機会を提供する。アウトカム指標が未達成となった点については、少子化による入学者の減少、看護師等養成所の閉校により、入学定員が減少していることが考えられる。今後は指標の見直しを検討する必要がある。マッチング率はR3年度と同程度ではあったが、よりマッチング率が向上するよう学校への事業周知を継続していく。 (2) 事業の効率性 看護協会が実施するふれあい看護体験を補助することで、看護職を志す動機付けの機会を効率的に提供する。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.47（医療分）】 看護補助者確保支援事業	【総事業費】 13,367 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護補助者の不足により、看護補助者に任せられる業務までを看護師が行うことで負担となっており、看護の質の確保が困難となっている。	
	アウトカム指標：派遣看護補助者総数の増加（R2 年度まで 1,269 名）	
事業の内容 （当初計画）	看護職員の業務を補助する看護補助者を医療機関へ派遣する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 派遣看護補助者数：20 名	
アウトプット指標 （達成値）	・ 派遣看護補助者数：10 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：派遣看護補助者総数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → 派遣看護補助者総数 R4 年度末 1,290 名	
	（１）事業の有効性 本事業の実施により、看護職員が本来の看護業務に専念できる体制整備を促進し、患者の療養環境の向上が図られる。アウトプット指標が未達成となった点については、看護補助者の給料が他職種と比較して低いことが原因の一つと考えており、現在、給与の見直しを検討している。また、派遣看護補助者が増加するよう事業の周知に取り組んでいく。 （２）事業の効率性 各病院に看護補助者派遣に係る経緯を補助することにより、看護職員の業務改善が図られ、病院の勤務環境改善の取組がスムーズに進むものと考えられる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.48（医療分）】 外国人看護師候補者資格取得支援事業	【総事業費】 14,706 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、外国人看護師候補者の看護師国家試験合格を支援することで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	外国人看護師候補者の看護師国家試験合格者数の増加（R2:1人）	
事業の内容（当初計画）	外国人看護師候補者に対する免許取得のための学習支援を行う。	
アウトプット指標（当初目標値）	看護師国家試験の合格を目指す	
アウトプット指標（達成値）	看護師国家試験の合格者数 0人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：本事業により支援した外国人看護師候補者のうち看護師国家試験合格者数 観察できなかった <u>観察できた</u> → 本事業により支援した外国人看護師候補者のうち看護師国家試験合格者数 R4年度：0人（R3年度：2人）	
	（1）事業の有効性 本事業は、外国人看護師候補者の看護師国家試験合格を支援することで、将来必要とされる看護職員の確保に繋げるものである。今年度は昨年度に引き続いて新型コロナウイルスの影響により8名の支援にとどまり、合格者もいなかったが、参加者の意欲は高く、継続的な支援を行うことで事業効果が得られ、看護職員の確保が図られる。 R4年度は合格者が0人だったことから支援内容を見直していく。 （2）事業の効率性 事業の性質上、外国語が堪能な看護教員によるきめ細やかな支援が必要であり、県医師会への補助により、柔軟な事業執行が図られている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.49（医療分）】 看護師勤務環境改善施設整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療ニーズの多様化に加え、交代制勤務や長時間労働など厳しい勤務環境が看護職員の離職の一員となっていることから、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：常勤看護師離職率の低下（R1 年度:11.6%）	
事業の内容（当初計画）	看護職員が働きやすい勤務環境の改善に必要な、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張、新設等にかかる施設整備費を補助する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ 施設整備実施数：1 施設	
アウトプット指標（達成値）	・ 施設整備実施数：0 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：常勤看護師離職率の低下 観察できなかった → 事業実施施設がないため観察できないもの 観察できた	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、ナースコールの設置等、看護職員の勤務環境の改善が図られる。 アウトプット指標が未達成となっている点については、補助を希望していた医療機関が資金面から施設整備計画を見直したものであるため、事業計画の一層の精査を行う。 （2）事業の効率性 各病院に対して施設整備のための必要経費を補助することにより、看護職員の業務導線等の改善が図られ、病院の勤務環境改善の取組がスムーズに進むものと考えられる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【 No.50（医療分） 】 看護師等養成所施設・設備整備事業	【総事業費】 80,156 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各看護師等養成所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されており、地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、看護職員が養成される看護師等養成所の運営を支援していくことで、将来必要とされる看護職員を確保していくことが急務である。	
	アウトカム指標：県内医療機関就職率の向上（R3.3：71.6%）	
事業の内容 （当初計画）	看護職員の養成力の充実を図るため、看護師等養成所の新增設及び、老朽化した養成所の建替え等に対して補助を行い、看護職員の確保を促進するもの。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・施設整備実施数：1 施設	
アウトプット指標 （達成値）	・施設整備実施数：1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内医療機関就職率の向上 観察できなかった ☐ 観察できた → 県内医療機関就職率 R5.3：73.6%	
	（１）事業の有効性 本事業の実施により、看護師等養成所の養成力が向上し、看護職員の確保に寄与する。 （２）事業の効率性 各養成所に対して、養成所設備整備のための必要経費を補助することにより、養成所の看護職を養成する力が向上し、看護職の確保がスムーズに進むものと考えられる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.51（医療分）】 看護師の特定行為研修推進事業	【総事業費】 28,872 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	各医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	質の高い医療及び看護を提供するためには医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を増やすことが重要である。	
	アウトカム指標：県内の研修修了者数の増加（R4.1:98人）	
事業の内容（当初計画）	特定行為研修を修了した看護師を養成・確保するため、医療機関等に対し研修の受講費用を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護師特定行為研修受講者数の増加（R2:29人）	
アウトプット指標（達成値）	看護師特定行為研修受講者数（R4:50名）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：県内の研修修了数の増加 観察できなかった ☐ 観察できた → 県内の研修修了数 R5.3:153人	
	（１）事業の有効性 県内の病院に対し、特定行為研修に係る補助を実施することで、特定行為研修の受講者の増加を図る。 （２）事業の効率性 各病院へ補助することで、それぞれの病院で抱える課題に柔軟に対応でき、県が一斉に集合研修を実施するよりも効果的である。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.52（医療分）】 看護職員確保対策強化事業	【総事業費】 11,897 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	福岡県（委託）（直営）	
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が全て 75 歳以上になる 2025 年に向けて、高齢者の増加等に伴い看護職員の不足が見込まれることから、看護職員の確保を図るため、看護学生に対する情報発信や、ナースセンターとハローワークとの連携強化など看護職員確保対策を強化する。 アウトカム指標：ハローワーク移動相談利用者の再就業者数の増加（H30:889 人→R6:1,500 人）	
事業の内容（当初計画）	①看護職員確保対策強化（直営） ・福岡県看護職員確保対策協議会の開催 ②再就職者の確保対策（委託） ・ナースセンターに新たにハローワークにおける再就業移動相談を専任で行う職員を配置し、求職中の看護職員に対しナースセンター及びサテライトへの就職支援につなげる	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内ハローワークへの訪問回数（年間 115 回）	
アウトプット指標（達成値）	①看護職員確保対策強化 ・福岡県看護職員確保対策協議会（R4:2 回） ②再就職者の確保対策 県内ハローワークへの訪問回数（年間 112 回）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：ハローワーク移動相談利用者の再就業者数の増加 観察できなかった 観察できた → ハローワーク移動相談利用者の再就業者数 R4:1,316 人 （１）事業の有効性 事業の実施により、医療関係団体や医療機関等の現場ニーズが得られるとともに、ナースセンターとハローワークの連携強化が図られる。再就業者数の増加を図るため、委託先と連携しながら目標達成に向け取り組んでいく。 （２）事業の効率性 事業の実施により、ニーズに即した事業展開が図られる、ナースセンターとハローワークの連携強化により、再就業者数の増加が図られる。	
その他		